

まれであり、且つ、子ども本人は米国生まれで18歳未満)と第1世代の子ども(18歳未満で両親も本人も外国生まれ)は、合わせて米国全体の子どもの(18歳未満)の約20%を占めると推計されていた(Portes 1996)。しかも、移民第2世代の子どもの人口増加率はアメリカ・ネイティブ児童の増加率よりも格段に高く、彼らの将来はアメリカ社会の行く末に大きな影響を及ぼすとの懸念から、1990年代にはまだ大部分が子どもであった第二世代の実態把握が盛んに行われ、様々な議論や仮説が生み出された。

米国において移民第2世代の研究が活発に行われるようになったもう一つの理由は、それまで前提とされてきた移民の同化仮説が、1960年代後半以降、適用するとは思われない状況が見受けられるようになってきたからである。移民の同化仮説とは、簡単に言えば、第1世代については困難な生活状況にあっても、居住年数と共に彼らは受け入れ国の状況に慣れ、賃金は上昇し生活は好転する。更に第2世代に入ると彼らの賃金はアメリカ・ネイティブと同程度になり、ネイティブと変わらないレベルの生活を享受できるようになる、とする仮説である。例えば、Chiswick(1977; 1978)は、移民の得る賃金はアメリカ居住後10~15年でアメリカ・ネイティブと同程度になることを示した(1978)。また、移民の親を持つ成人(第2世代)の得る賃金についても、アメリカ・ネイティブと同程度か多少上回るレベルにあることを示した(1977)。

しかし、次第にこのような移民の同化仮説に疑問が呈されるようになってきた。1965年の移民法の改正により、アメリカに流入する移民の量・質が大きく変化してきたことが背景にある。まず、移民の受入数が飛躍的に増加し、これまでにない規模の移民が流入してきた。第二に、移民出身国がヨーロッパから大きくアジア・アフリカにシフトし、アメリカ・ネイティブや移民法改正前に流入した移民と比べ、教育レベルが低い層の流入が増加した(Martin and Midgley 1999)。同時に、人種的にも米国において主流を占めていた白人とは肌の色の異なる移民が増加した(Zhou 1997)。

このような移民受け入れ状況の変化に伴い、1965年以降にアメリカに流入してきた新しい移民についてもこれまで前提とされてきた移民の同化仮説があてはまるのか、という疑問が生じてきた。例えばGans(1992)は、1965年以降に流入してきた移民の子どもに関して、出身国における教育レベルの低さや肌の色が白くないことから、アメリカ・ネイティブと同程度に追いつくまでに長期の時間を要すること、場合によっては半永久的にアンダークラスとして貧困に留まる可能性があることを述べた。つまり、これまで前提としてきた直線的な同化仮説が当てはまらない可能性を指摘したのである。

しかし、米国の新しい移民第2世代に関する数々の実証研究によれば、彼らの適応状況は、同化かアンダークラスへの固定化か、といった二者択一的な単純なものではない。まず、移民第2世代がアメリカ・ネイティブと同程度かそれ以上の生活

を享受出来るようになるか否かは、エスニシティによって様々に異なる (Rumbault and Portes 2001; Portes and Rumbault 1996, 2001)。また、これまでは出身国の言葉や習慣を捨て、アメリカ・ネイティブに近くなればなるほど移民の社会・経済的状況は好転するという条件があった。しかし、近年の研究では、逆に出身国の人々からなるネットワークや母国の言語を維持することが、子どもの成績の向上、仕事の獲得や賃金の上昇に貢献しているという結果が得られている (Perreira, Harris and Lee 2006; Feliciano 2001; Portes and Zhou 1992)。どのような条件がそろった時に、移民は受け入れ国アメリカでより良い生活を享受出来るのか、というテーマについては、現在も多く議論が活発に行われている。

一方、目を日本に転じてみると、移民第2世代や1.5世代¹の研究はほとんど手つかずの状態にある。その理由の一つは、日本においては外国人の急増が1980年代後半からと、比較的最近の現象であることが挙げられるだろう。ニューカマーの子どもは、まだ比較的低年齢であり、成人後の状況はつかめないケースが多い。第2のより大きな理由は、国籍取得の基準が多く欧米諸国とは異なることから²、欧米と同じ意味での移民第2世代を特定することさえ困難であることが挙げられる。従って、1980年代後半以降に急増したニューカマーの子どもにあたる世代、例えば1.5世代や第2世代がどのくらいいるのか、そして、第2世代がどのような状況に置かれているのか、といった基本的な実態把握さえなされていない。そのため、今後参考となる欧米の第2世代に関する研究が数多くあるにもかかわらず、欧米の第2世代と比較して日本における移民の第2世代がどのような状況に置かれているのか、といった点についても研究は全くされていない。もちろん外国にルーツを持つ子どもにまつわる研究はなされているが、その多くは就学状況に関わるものである (宮島・太田 2005, 志水 2008, 佐久間 2006, 清水・「すたんどばいみー」2009, 山脇+横浜市立いちょう小学校 2005, 清水 2006)。しかし、子ども達が第1世代なのか第2世代なのか、といった区別はなされておらず、就学状況以外の側面、例えば親の就労状況や学歴、所得、家族構成、親子の関係といった子どもの成長に少なからず大きな影響を及ぼすと思われる実態把握についても、ほとんど手つかずといった状態である。

本稿では、2009年に静岡県において実施された「静岡県多文化共生アンケート調査」を用い、子どもがいる外国人世帯の状況を、親、世帯、そして子ども自身に関する指標から多角的に把握する。一口に外国人といっても多様であり、国籍によって様々な指標が大きく異なることが予想される。そこで、本分析においては分析に耐えうるサンプル数を持つブラジルと日本国籍の子どもについて国籍別の分析を試

¹ 1.5世代とは、外国で出生して12歳までに受け入れ国に入国し、そのまま育っている子どもを指す (Kasinitz et al. 2008)。

² 日本の国籍法によると、日本国籍を取得するには、両親のどちらかが日本国籍である場合 (血統主義 *jus sanguinis*)、または、帰化による場合である。一方、欧米においては、当該国で出生した子どもには当該国の国籍が付与される (生地主義 *jus soli*)。

みる。「静岡県多文化共生アンケート調査」を用いる利点は、調査対象者である外国籍住民の第一子について、国籍だけではなく出生国も尋ねていることである。出生国を尋ねることにより、子どもが第1世代なのか、第2世代なのかを特定することが可能となる。従って、ブラジル国籍の子どもについては、日本生まれと母国生まれとに分け、比較を行う。

1. データと方法

本分析で用いるのは、2009年に静岡県において実施された「静岡県多文化共生アンケート調査」である（詳細は、静岡県県民部多文化共生室 2010）。この調査は日本人県民と外国人県民双方を対象に、生活実態や多文化共生に関する意識等を把握する目的で行われた。本分析で用いるのは、外国人県民のデータである。静岡県内での外国人登録者数が2,000人以上にのぼる国籍—ブラジル、中国、フィリピン、ペルー、韓国・朝鮮、インドネシア、ベトナム—の7カ国を調査対象とした。合計で8,705票を配布し、回収数は2,185票、有効回収率は全体で25.1%であった。回収率は国籍によって若干の差がみられた。一番高かったのは中国の29.2%、一番低かったのはベトナムの20.2%であった。興味深いのは、日本語による回答の割合である。配票時には母国語と日本語ルビ付きの票を両方配布したが、日本語の調査票が回収票に占める割合は全体で21.2%と2割を超えた。

「静岡県多文化共生アンケート調査」は市町村単位ではなく県単位で実施されたものであり、サンプル数も多く国籍も幅広く取っており、非常に貴重なデータであることは間違いない。しかし、調査票設計上、さまざまな制約がある。まず、本報告の目的は、移民第2世代の親、世帯、そして子ども自身の状況を把握することなので、本来であれば18歳未満の子どもが同居している世帯を対象に分析を行うことが望ましい。しかし、残念ながら子どもの年齢の入力にミスがあったため、子どもの年齢を限定することができなかった。従って、分析対象者の中には18歳以上の子どもの情報が入っていることは否定出来ない。更に、この調査において把握した子どもの情報は第一子のものであるが、第一子と調査対象者が同居しているか否かは把握出来ない。従って、ここで把握された家庭環境に子どもが置かれているとは確定できない。また、調査対象とした全ての国籍について第2世代の分析を行うことが望ましいが、子どもを分析単位としてもサンプル数を十分に確保することが可能であったのはブラジルと日本のみであった。外国人登録者が調査対象者であったにもかかわらず分析に日本国籍の子どもが含まれるのは、調査対象者の配偶者が日本国籍であるケースがあるためと思われる。以上のような理由で、子どもを対象とした分析ではあるが、厳密に0-17歳の子どもや、彼らが所属する世帯の特徴を描き出しているわけではないことに留意されたい。

2. 分析結果

(1) サンプル中の子どもの特徴

図 1 に、子どもの国籍を示す。圧倒的に多かったのがブラジル国籍で 353 人 (42.0%)、次いで多かったのが日本国籍で 198 人 (23.6%) であった。他の国籍は 100 人にも満たないため、ここではブラジル国籍と日本国籍の子どものみ分析対象とし、残りの国籍の子どもは残念ながら分析の対象とはしない。

[図 1]

図 2 は、子どもの国籍別に子どもの出生国をみたものである。ブラジル国籍の子どもでは、56.5%がブラジル生まれ、42.7%が日本生まれであり、半分以上がブラジル生まれであった。米国における移民第 2 世代の定義を用いれば、本調査のブラジル国籍の子どものうち約 4 割が第 2 世代ということになる。一方、日本国籍の子どもをみると、約 9 割が日本生まれ、残りの 1 割がブラジルでも日本でもない「その他」の国生まれであった。

[図 2]

それでは、日本国籍の子どもの親（外国籍住民の調査対象者）の国籍は、どのようになっているのであろうか。図 3 によると、子どもの親の国籍で一番多いのはフィリピンで 28.6%、次いで韓国・朝鮮の 25.0%であり、この二カ国で半数を上回る。そして、中国、ベトナム、インドネシア、ブラジルがそれぞれ 1 割程度であった。

[図 3]

(2) 外国籍の親の社会・経済的特徴

ここでは子ども達の親（調査対象となった外国籍の親）の就学・経済的特徴について把握する。同じブラジル国籍の子どもでも、生まれた国（ブラジル生まれか日本生まれか）によって、親の人口学的、社会・経済的特徴に違いが見られるのか検討する。具体的には、ブラジル生まれの子ども（第 1 世代～1.5 世代）と日本生まれの子ども（第 2 世代）の親と比較して、親の社会経済的ステータスや職の安定度、日本語能力等にどのような違いが見られるのか比較することにより、移民第 2 世代がより安定した生活を送れるようになってきているのかを探る。次にブラジル国籍の子どもと日本国籍の子どもの状況を比較する。ここで留意しなくてはならないのは、日本国籍の子どもの親のうち、一人は日本国籍であるケースが多いと予想されることである。世帯の中に日本国籍の者が存在するということは、子どもが日本で育っていく上で、かなり有利な条件を備えていると言えるだろう。

最初に、親の基本的な人口学的特徴について確認しておこう（表 1）。親の性別についてみると、子どもがブラジル国籍である場合、子どもがブラジル生まれであっても日本生まれであっても、親の性別は男女それぞれ約半数であり、大きな偏りは見られない。一方、日本国籍の子どもの親の男女の比率はかなり女性に偏っている。表 1 によれば、日本国籍の子どもの親の 75% は女性である。図 3 からわかるように、日本国籍の子どもの親の多くはフィリピン、韓国・朝鮮、中国などのアジア系であり、このほとんどが日本人男性との国際結婚であると思われる。

〔表 1〕

親の在留資格についてみると、ブラジル国籍の子どもの場合、約 77% の親が「永住者」である。「日本人の配偶者等」と「定住者」を合わせれば 95% が長期滞在を前提とする在留資格保持者であり、ブラジル国籍の子どもの定住化が進んでいることを示唆している。親の在留資格の分布は、ブラジル生まれと日本生まれの子どもとの間に、大きな違いは見られない。一方、日本国籍の子どもの親の場合、「永住者」が 63% とブラジル国籍の子どもより 10 ポイントほど低く、逆に「日本人の配偶者等」が 3 分の 1 を占めている。日本国籍の子どもの親に、日本人男性と結婚した女性が多いためと思われる。

日本での通算滞在年数は、同じブラジル国籍の子どもでも、ブラジル生まれか日本生まれかで統計的に有意な差が出た。全体的に日本生まれの方が、ブラジル生まれよりも親の滞在年数が長い。日本生まれの子どもの親では、6 割弱（58.6%）が 15 年以上～20 年未満、20 年以上（日本生まれを含む）を合わせれば 7 割弱（68.9%）が 15 年以上の滞在である。逆に 10 年未満の滞在は 11% のみである。一方、ブラジル生まれの子どもの親の場合、10 年未満は 37.7% に達しているが、15 年以上は約 4 割（41.9%）のみである。ブラジル国籍、日本国籍とで比較してみると、日本国籍の子どもの親の通算滞在年数の分布は、10 年未満の滞在が短いグループと 20 年以上の長期滞在グループの両グループの 2 つの山があることがわかる。

親の配偶状況は、どのグループでも 87% から 90% 台で大きな差は見られない。離別・死別の親も概ね 4% 台である。親の学歴では、ブラジル国籍の場合、高等学校が最も多くて半数（51.3%）、次いで小・中学校の 20.0% である。大学・大学院は 15.7% であった。親の学歴に出生国間の違いは認められなかった。一方、日本国籍の子どもの親は比較的高学歴が多く、大学・大学院卒が約 4 分の 1 いる反面、小・中学校卒は 15% 弱（14.7%）に過ぎない。従って、日本国籍の子どもの親とブラジル国籍の子どもの親とでは、統計的にも有意な差が出た。

次に、親の従業上の地位はどうなっているだろうか。一般にブラジル人は非正規労働に就いている者が多いことが知られているが、子どもがいる場合でも非正規就

業者が多いのだろうか。表 1 によると驚くべき事に、ブラジル国籍の子どもの親のわずか 2 割弱が直接雇用（正社員）である。間接雇用・パートアルバイトが約半数（48.7%）と最も多くを占めており、無職も 3 割弱（28.5%）に達している。無職が多いのは、調査対象者に女性も含まれているためということもあるだろうが、2008 年の経済危機の影響も見逃せないだろう。そして、同じブラジル国籍でも日本生まれの子どもの親は、日本での通算滞在年数が長いにもかかわらず、親の従業上の地位に大きな違いは見られない。つまり、滞在年数が長くなり子どもが生まれても、多くの親は相変わらず間接雇用に従事せざるを得ない状況に置かれているのである。

一方、日本国籍の子どもの親の従業上の地位は、ブラジル国籍とはかなり異なる様相を見せている。直接雇用（正社員）の割合は 17.4%と低く、ブラジル国籍と変わらない。また、間接雇用・パートアルバイトは 32.1%と 3 分の 1 近くを占めているが、ブラジル国籍の親ほどには高くない。そして、無職が 37.9%と最も高い。これは、親の 4 分の 3 が女性であることが関係しているだろう。逆に考えれば、ブラジル国籍者の親の場合、男性がサンプルの半分程度いるにもかかわらず、間接雇用や無職が多いのである。一家の稼ぎ手に間接雇用や無職が多いということは、子どものいる世帯の経済状態がかなり不安定であることを示唆している。

それでは、親の日本語能力はどうであろうか。日本語能力が高ければ、職探しや昇進にも有利に働くであろうし、新聞や TV、日本人からの情報を入手しやすい。また、会話や学校からの情報・勉強の内容についてもより子どもと関わる事が可能となり、子どもの生活にプラスの効果を及ぼすと思われる。興味深いことに、同じブラジル国籍の子どもでも、ブラジル生まれか日本生まれかによって、親の日本語能力に差が見られる。一般に日本生まれの子どもの親の方で日本語能力が高い。これは、日本生まれの親の日本での滞在年数が長いことが寄与しているのだろう。

ブラジル生まれの子どもの親でも、会話やひらがな・カタカナの読みが出来る割合は 7 割と比較的高いが、ひらがな・カタカナでも書ける割合となると 58.7%に低下する。更に、漢字となると、読める親は 20%弱（18.8%）、書ける親は 15%（14.4%）まで低下する。日本生まれの子どもの親の場合、会話やひらがな・カタカナを読める割合は 8 割を超え、ひらがな・カタカナが書ける割合も 77%と高い。しかし、漢字となると読める親が 3 割（30.3%）、書ける親が 23.2%で、比較的滞在が長期にわたる親であっても、漢字能力には限界があることがわかる。従って、漢字の能力に関しては、両者間の差は他の日本語能力（会話、ひらがな・カタカナの読み書き）ほど大きくない。一方、日本国籍の子を持つ親は、日本語能力が比較的高い。漢字の読み書きに関しても、半数以上が「書ける」、「読める」と回答している。日本国籍の子を持つ親には、中国などのアジア系が多いこと、また、韓国・朝鮮の場合は日本生まれの 3 世や 4 世である可能性が高いことが関係しているだろう。

次に、健康保険の未加入割合について検討する。健康保険については、各健康保

険加入条件を満たしているか否か、という限定はかけずに集計していることに注意が必要である。これまで、外国籍住民、中でもブラジル人の中で健康保険加入率が低いことが大きな問題として取り上げられてきた（千年 2010; 志甫 2007; Kojima 2006）。親が健康保険に加入していなければ、子どもも未加入となり、受診抑制や診断の遅延等を招くこととなり、症状が重篤化する危険性がある。表 1 によると、いずれの健康保険にも加入していない未加入者は、ブラジル国籍の子どもの親で 23.0%と非常に高い数値を示している。しかし、その内訳をみると、未加入割合は日本生まれの子どもの親の 12.2%に対し、ブラジル生まれの子どもの親で約 3 割に達しており、同じブラジル国籍でもブラジル生まれの子どもの親に未加入者が多いことを示唆している。また、ブラジル人は被雇用者が多いにもかかわらず、会社の健康保険加入割合が非常に低い。ブラジル生まれの場合で未加入割合は 73.0%、日本生まれで 62.2%である。間接雇用の場合、労働時間や日数などで加入条件が定められており実際に条件を満たす者がどの程度いるのかは把握出来ないが、間接雇用の多くが、会社の健康保険に加入していない（出来ない）状態にあることがわかる。日本生まれの子の親の場合でも、会社の健康保険の未加入割合は 6 割台に低下するものの、やはり間接雇用者の多くが未加入であると思われる。逆に、国民健康保険の加入割合は、ブラジル生まれで 43.9%、日本生まれで 52.0%となっており、従業上の地位からみれば高いように思われる。これまで度々指摘されてきたように、会社の健康保険に加入出来ない層で保険料が高いにもかかわらず、国民健康保険に加入している者が少なからずいると考えられる。しかも、日本生まれの方で滞在年数が長いにもかかわらず、国民健康保険加入割合がブラジル生まれよりも高いということは、年数を経ることによって保険加入の傾向は強まるものの、本来入るべき会社の健康保険ではなく、国民健康保険に加入が進んでいることを示唆しているのではないだろうか。

次に、日本国籍の子どもの親の健康保険加入状況をみてみよう。まず、未加入割合が 8.6%とブラジル国籍と比べて格段に低い。また、会社の健康保険への加入割合は 43.9%である。直接雇用が 17.4%と少数であるにもかかわらず、会社の健康保険加入割合がそれよりも高いのは、日本人の配偶者の職場の保険に世帯単位で加入しているためであろう。家族に日本国籍の者がいることで、健康保険の側面から見てもよりセーフティネットが整備された状況に子どもがいることがわかる。

今後の日本滞在の予定は、特に子どもの教育や進路に大きな影響を及ぼす。なぜなら、母国に戻るか、日本にこのまま滞在するかで、子どもがどちらの国の教育体系に入るのかが決まるからである。ブラジル国籍の場合、最も多かったのは「できるだけ長く日本に滞在し、後に母国へ帰国」で 42.9%であった。これに「3年以内に母国に帰国」（11.6%）、「10年以内に母国に帰国」（4.7%）を合わせると 59.2%になり、約 6 割の者がいずれかの時点でブラジルに帰国する希望を持っている。一方、日本に住み続けると回答した者は約 4 分の 1（24.2%）であった。注目すべき

なのは、「わからない」との回答者が 14.2% いることである。母国へ戻るのか、このまま日本に住み続けるのか将来の展望を持たないグループでは、子どもの進路も中途半端になりがちであり、日本にこのまま滞在しても母国へ戻っても、教育を継続出来なくなるリスクが大きい。一方、日本国籍の者では、今後の日本滞在の予定は大きく異なる。日本国籍の者は、「日本に住み続ける」という予定の者が最も多く約 4 分の 3 を占めた (74.1%)。次いで、「できるだけ長く日本に滞在し、その後母国へ帰国」の 15.5% であった。「わからない」との回答は 7.8% であった。

子どもの教育に関する悩みについては、同じブラジル国籍でもブラジル生まれと日本生まれの子どもの親では、異なる傾向がみられる。違いの一つは、子どもの年齢に起因すると考えられる。親の日本での滞在年数がブラジル生まれの方で短いことから、日本生まれよりもブラジル生まれの子どもの方が、平均年齢が低いと考えられる。そのためか、悩みが「特に無い」との回答がブラジル生まれの方で高く (14.3%)、日本生まれの方で低い (8.1%)。また、悩みに「母国語能力」と回答した者は日本生まれで 4 割 (40.5%) と高く、日本で生まれた子どもの母国語能力が十分でないことが伺われる。更に、日本生まれの場合は、「教育費」(62.2%)、「将来の進路」(60.1%)、「学校でのいじめ、差別」(52.7%) を悩みに挙げる親の割合が非常に高い。日本の高等教育への進学には、教育費は非常に大きなネックであろう。また、日本の学校へ行った方が日本で高等教育を受けるには有利であろうが、その場合には学校でのいじめや差別といったリスクにさらされる可能性が高いのだろう。「将来の進路」は、日本生まれであろうとブラジル生まれであろうと親が最も心配する事項であるが、日本、ブラジル、どちらに拠点を置くのかが決まっていなければ、当然ながら子どもの進路もどうすればよいのかが決まらず、不安材料の大きな一つとなるだろう。また、日本語の壁はかなり高く、日本生まれの子どもの場合でも「日本語能力」を悩みとして挙げた親の割合は、38.5% と 3 分の 1 を越えている。

一方、ブラジル生まれの子どもについて、悩みとして挙げられた事項では、「将来の進路」(54.6%)、「教育費」(40.8%)、「日本語能力」(31.6%) が最も大きなものであった。悩みは「特に無い」との回答は 14.3% で、日本生まれのケースよりも有意に高かった。また、日本生まれの子どもと比べ、「母国語能力」、「教育費」、「学校でのいじめ、差別」を悩みとして挙げる割合が有意に低かった。この違いは、子どもの年齢が比較的 low、実際にはまだ学校にあがっていないケースが多いためと思われる。「母国語能力」が悩みとして挙げられる割合が比較的 lowなのは、子ども本人がブラジル生まれであることが関係しているだろう。また、「学校でのいじめ、差別」の悩みが少ないのは、母国に戻って教育を受けることや、日本の学校でのいじめを避けることを目的にブラジル人学校に通っているため、という可能性がある。

日本国籍の子どもと比較すると、子どもの教育に関する悩みを挙げる親の割合は圧倒的にブラジル国籍で高い。悩みが「特に無い」と回答したのは、日本国籍では

26.3%であったが、ブラジル国籍では 11.3%のみであった。日本国籍の子を持つ親で悩みとして最も多く挙げられたのは、やはり「将来の進路」であったが、割合は 35.9%に過ぎない。次いで多く挙げられたのは、「教育費」の 34.3%であった。また、多くの研究者の注目をあつめている「不就学」については、日本国籍が 0.5%であるのに対し、ブラジル国籍で 9.1%（ブラジル生まれが 10.7%、日本生まれが 6.8%）が挙げている。子どもの教育に関する悩みの中では低い割合ではあるものの、不就学が 1 割程度存在するというのは、かなり深刻な事態である。

子どもの進路に関する希望については、同じブラジル国籍でもかなり違いが見られる。例えば、ブラジル生まれの場合、「母国で高等教育」を受けることを希望している親が 42.2%、次いで「日本で高等教育」（29.2%）、「日本で職業訓練校」（26.0%）という順番である。しかし、日本生まれの場合、「日本で高等教育」を希望する親が 51.8%と半数を越えており、続いて「母国で高等教育」（24.8%）、「日本で職業訓練校」（21.9%）となっている。ブラジル生まれでは、親の約 70%が、そして日本生まれでは約 75%が、日本かブラジルかにかかわらず、子どもには高等教育を受けさせることを希望している。そして、どちらの国で生まれようとも「高等教育より早く働いて欲しい」を挙げた親は 1-2%台で、非常に少なかった。日本国籍の場合は 9 割以上が「日本で高等教育」を希望しているので、それと比べれば子どもに高等教育を希望する親の割合は低いと言えるが、多くの親が子どもに高い教育を望んでいるのである。

最後に、子どもの両親（調査対象者である親とその配偶者）の特徴について検討する。入手出来る情報から、1)両親が共に小・中卒か、2)どちらか一人でも正社員の親がいるか、そして、3)両親が共に無職か、の 3 点について集計してみた。表 1 の結果によると、両方の親が「小・中卒」である割合は、ブラジル国籍の子どもでも 8.2%である。中でも、ブラジル生まれの子どもの両親でその割合が 1 割と高く、ブラジル生まれか、日本生まれかによっても有意差がみられた。

正社員の親がいる割合は、ブラジル国籍では 3 分の 1 (32.6%)と非常に低い。日本国籍の子どもの親では 62.6%であり、倍以上も異なる。ここでもブラジル生まれの子どもの親の割合が 27.6%と日本生まれの子ども (39.5%) と比べて、有意に低い。そして、両方の親が無職である割合は、ブラジル国籍では 10.1%であった。日本国籍では、2.6%であるから、いかにブラジル国籍の子どもの親の生活が不安定なものがわかる。両方の親が無職の割合については、ブラジル国籍の子どもの間で、生まれた国による違いはみられなかった。換言すれば、日本における滞在年数が長く、学歴も上であるにもかかわらず、両親共に無職である者の割合に違いは見られないということを示している。

(3) 世帯の状況

表 2 に、子どもが属す世帯の特徴を示す。まず住宅についてみてみよう。ブラジ

ル生まれの子どもの場合、住宅形態は「自分で契約した民間アパート」が最も多く全体の3分の1程度(31.8%)を占めた。「公営住宅」は、27.7%、持ち家も4分の1ほどを占めた(25.6%)。来日後、あまり時間が経っていない場合は「社宅・会社契約のアパート」が多いと思われるが、本調査では1割程度(12.8%)であった。日本生まれの場合、最も多かったのは「公営住宅」で約4割(40.4%)、続いて「自分で契約した民間アパート」(30.8%)、そして「持ち家」の22.6%が続く。「社宅・会社契約のアパート」は、4.1%と低かった。来日当初は「社宅・会社契約アパート」である場合が多いが、社宅を借りた場合、転職時には住居も変わらなければならない。そのため転職の多いブラジル国籍住民には不便であることから、公営住宅に移るケースが多いと思われる。日本国籍の子どもでは、半数以上(52.3%)が「持ち家」であり、続いて「自分で契約したアパート」が3分の1を占める(31.3%)。ブラジル国籍で多かった「公営住宅」や、「社宅・会社契約のアパート」は、それぞれ6.7%、2.6%と低かった。

[表 2]

それでは、世帯年収はどのような分布になっているのだろうか。同じブラジル国籍の子どもをみると、日本生まれの子の世帯で年収の高い方により多く分布しているが、全体的にみれば、それほど大きな違いはみられない。言い換えれば、日本での通算滞在年数が長くなっても、世帯年収は上昇していない。両者共に最も多く集中しているのが、年収300万～450万の層である。また、年収100万未満は生活が困窮状態にあると言えるが、このグループにそれぞれ約1割の世帯が属していることがわかる。年収200万未満に限ってみると、約4分の1がここに含まれることになり、経済的困窮にある世帯が多いことが伺われる。

次に、ブラジル国籍と日本国籍の子どもが属する世帯の年収を比較する。世帯年収の分布の差は有意であった。年収100万未満の割合は、どちらも共に約1割であるが、全体を比較すると日本国籍の世帯年収の方がブラジル国籍よりも高い。例えば、年収300～450万未満までは、ブラジル国籍の割合の方が高いが、450万～550万未満でどちらも約1割と同レベルにならび、550万以上からは日本国籍の割合の方が倍以上も高くなる。子どもが日本国籍の場合、父親が日本国籍であるケースが4分の3を占めることから、日本国籍の方でより世帯年収が高いと思われる。

生活の経済的困窮度をより深く探るため、様々な項目について「支払いの滞りがある」と回答した者の割合を調べてみた。ここでは、各支払いについて該当者のみを限定することはしていない。まず、ブラジル国籍の子どもの属す世帯について検討してみよう。「支払いの滞りがある」と回答した者の割合は高く、家賃は20.0%から21.6%が、子どもの学費・保育料では19.4%から25.2%が、そして国民健康保険料にいたっては、約4割が該当する。しかも、ここでは該当者に限定して集計

しているわけではないので、該当者に限定すれば、「支払いの滞りがある」の割合は更に高くなることを見込まれる。また、ブラジル国籍では子どもが生まれた国によって、その割合に大きな違いは見られなかった。つまり、ここでも日本での通算滞在年数の長さに関係無く、経済的困窮状況にブラジル国籍の子どものいる世帯が陥りがちであることが伺われる。

それでは、日本国籍の子どもがいる世帯ではどうであろうか。「支払いの滞りがある」との回答はブラジル国籍よりは低く、家賃が 12.3%、子どもの学費・保育料が 12.2%、車のローンが 6.5%、国民健康保険料が 22.9%であった。ブラジル国籍の子どもがいる世帯と比較すれば、「支払いの滞りがある」と回答した者の割合は有意に低い結果となった。

(4) 子どもの社会・経済的特徴

まず、子どもの性別についてみると、ブラジル国籍、日本国籍共に男女は半数ずつで、大きな偏りはみられない。

[表 3]

次に就学状況であるが、ブラジル国籍の子どもの中でも、どちらの国で生まれたかによって就学状況には有意な差があることがみとめられた。「就学年齢に達していない」子どもは、ブラジル生まれがわずかに 2.1%、日本生まれでは 9.5%であり、滞在年数は日本生まれの子どもの親の方が長い、子どもの年齢は日本生まれの方が低い傾向がみられる。また、「就学中」の子どもの割合は、ブラジル生まれが 53.2%、日本生まれが 84.4%と 30 ポイントほど異なっている。逆に「卒業」の割合は、ブラジル生まれが 29.3%、日本生まれが 0%と逆転している。就学状況から判断する限り、日本生まれの子どもの方が、年齢が低いようである。子どもの年齢に関する情報が把握出来ないので確かなことは言えないが、ブラジル生まれの子どもには、ブラジルで既に学業を終え、仕事を目的に来日したケースも含まれるのだろう。そのようなケースが多い場合には、「就学中」や「就学年齢に達していない」との回答は低く、そして「卒業」の割合は高くなるであろう。このような結果になったもう一つの理由は、ブラジル生まれの子どもの方で、学校に何らかの事情で行かなくなってしまった場合に、「中退」や「学校には行っていない」ではなく「卒業」と回答している可能性が考えられる。ブラジル生まれの子どもの場合、日本語の読み書き能力を身に付けるのに大変苦勞するであろうし、学業は非常な困難を伴いがちである。また、経済的な理由や、いじめ・差別等により学業を継続することが困難なケースも決して少なくないであろう。更に、「学校に行っていない」との回答もブラジル生まれでは 7.5%（日本生まれは 4.1%）と高い。

日本国籍の子どもとブラジル国籍の子どもの就学状況を比べてみると、その分布

は有意に異なることがわかる。まず、日本国籍の子どもの方は平均年齢が低いのか、「就学年齢に達していない」との割合が高く、26.7%に達している。そして、「就学中」の子どもの割合は、ブラジル国籍の66.8%に対し、日本国籍の子どもで56.4%となっている。「卒業」はそれぞれ15-16%と同程度であるが、「中退」の割合が、ブラジル国籍では5.3%（日本国籍では0.5%）、そして「学校には行っていない」の割合が、ブラジル国籍では5.8%（日本国籍では1.0%）と違いは大きく、ブラジル国籍の子ども、特にブラジル生まれの子どもが学校を継続することに大きな困難があることを示している。

4. 考察

子どもがいる外国人世帯の状況を、親、世帯、そして子ども自身に関する社会・経済的指標から多角的に把握した。具体的には、ブラジル国籍の子どもについては、ブラジル生まれと日本生まれとに分け、より厳密に第2世代を特定して彼らの置かれた生活状況について検討した。また、ブラジル国籍と日本国籍の子どもとの比較も行った。これまでの日本におけるニューカマーの子どもの研究においては、欧米で用いられている移民「第2世代」の定義を用いてはこなかった。それには、外国籍の人々が日本に定住するようになってまだ日が浅いという背景がある。また、日本には外国人は定住しない、という根拠のない前提があったことも否定出来ない。そして、日本においては、国籍法が出生地主義ではなく血統主義に基づいており、たとえ移民の親の元に日本で生まれても、外国籍のままであるということも大きいだろう。そのため、いつまでたっても、彼らは外国籍住民であり続け、日本で共に生活する同じ住民という意識の萌芽が見られにくい。また、世代ごとに彼らの社会階層に上昇がみられるのか否か、といった問題意識が芽生えにくい。しかし、移民第2世代について、欧米と同じ定義を用いて指標を把握することにより、彼らが第1世代と比べてどのような状況に置かれているのか、滞在年数・世代と共に生活状況に改善は見られるのか、滞在年数以外にどのような要因が彼らの生活向上に寄与しているのか、しっかりと実態を把握することが必要である。

本分析はサンプル数も十分とはいえず、子どもの年齢が把握出来ないという致命的な欠陥を抱えている。また、記述統計のみを用いて比較しているため、親の日本での通算滞在年数等もコントロールしていない。しかし、ブラジル生まれの子どもと日本生まれの子どもを比較することで、同じ第一世代の子どもでも様々な側面で異なることがあることが判明した。まず、親の通算滞在年数に関係すると思われるが、日本生まれの子どもの親の方がブラジル生まれのこどもの親よりも、日本語能力や健康保険加入割合は高い。つまり、同じブラジル国籍の子どもでも、日本生まれの子どもはよりセーフティ・ネットが整備された環境にある。また、住宅形態も社宅や会社で契約したアパートより公営住宅に居住する者の割合が高く、より安定した住生活を営んでいる様子がうかがえた。

第二に、日本生まれの子ども親の方がブラジル生まれの子ども親よりも滞在年数が長いにもかかわらず、ブラジル生まれと日本生まれの間には、従業上の地位に有意な差はみられなかった。換言すれば、日本にどれほど長く滞在しようとも、一度非正規就業に就いてしまったら正規就業に就くのは至難の業となる。そのため、日本生まれの子ども親の方が日本語能力は高いにもかかわらず、世帯年収にも、支払いの滞りがある対象者の割合にも、そして両親共に無職である割合にも有意な差は見られなかった。

第三に、子どもの教育に関わる悩みは、日本生まれの子どもを持つ親の方で高かった。日本生まれの子の親の場合、子どもには日本で高等教育を受けさせたいとする希望が最も多い。そのためには、日本の学校で学業を修める必要があるが、「教育費」、「将来の進路」、「学校でのいじめ、差別」の三点で悩む親が多かった。一方、ブラジル生まれの子を持つ親の場合、子どもには母国で高等教育を受けさせたいとする希望が最も多い。日本の学校における学業を必ずしも重視する必要が無いと思っているため、ブラジル生まれの子どもでは「学校に行っていない」や「中退」が多いにもかかわらず、親の悩みについては日本生まれの子の親に比べて有意に低かった、と解釈することも可能であろう。

一方、子ども自身の特徴をみると、ブラジル生まれの子どもの方で「卒業」、「中退」、「学校には行っていない」の割合が高く、「就学中」の割合が低かった。ブラジル生まれの子どもの方で平均年齢が高い可能性は捨てきれないが、筆者はブラジル生まれの子どもの方で学校を継続することがより困難な子どもの割合が多いことも一つあると考える。学校に行っていないから、日本生まれの子どもよりも「教育費」や「学校でのいじめ、差別」といった悩みが比較的少ないのではないだろうか。そうであるなら、むしろ教育に関する悩みがあるだけ、学校を継続出来ているという意味では、日本生まれの子の方が状況はましなのかもしれない。

本研究は、まだ予備分析的な段階のものであり、今後の課題は大きい。まずは、第2世代を特定するために、外国籍の住民を対象とした調査を行う際には国籍だけでなく、出生国をも聞く設問を設け、国際的に共通した定義で第1世代、第2世代を特定する必要がある。更には、子どもの年齢や親の日本での滞在年数なども考慮に入れて分析を行うべきだろう。現在、日本の研究においては、国籍のみが注目されており、世代に関する研究は手つかずの状態である。日本に在住する外国籍住民は、ますます定住の傾向を強めており、彼らの子どもは日本で成人し、仕事に従事し、結婚して家族を持ち、生活を営んでいくだろう。移民第1世代は生活困難な状況にあっても、彼らの子どもの世代でその状況を好転させることは出来るのか、移民家族特有の課題は何か、今後の検討が待たれている。

参考文献

- 池上重弘（編著）（2001）『ブラジル人と国際化する地域社会：居住・教育・医療』明石書店。
- 移住連貧困プロジェクト（2009）「経済危機は移住者に何をもたらしたのか-経済危機と移民に関する会議報告-」『M-ネット』No.125：20-21。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人（2005）『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- 佐久間孝正（2006）『外国人の子どもの不就学』勁草書房。
- 静岡県県民部多文化共生室（2010）『静岡県多文化共生アンケート調査（日本人調査・外国人調査）報告書』。
- 志水宏吉（2008）『高校を生きるニューカマー』明石書店。
- 清水睦美（2006）『ニューカマーの子どもたち』勁草書房。
- 清水睦美＋「すたんどばいみー」（編著）（2009）『外国人の子どもたちの挑戦』岩波書店。
- 志甫啓（2007）「日系ブラジル人の社会保障適用の実態—2005年度磐田市外国人市民実態調査を用いた分析—」『季刊社会保障研究』40(2)：139-152。
- 丹野清人（2007）『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会。
- 千年よしみ（2010）「ブラジル人の健康保険加入—間接雇用と同居子の影響について—」『子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究：平成21年度 総括・分担研究報告書』厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究（政策科学推進研究）事業（研究代表者：大石亜希子）：104-130。
- 宮島喬・太田晴雄（編）2005『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会。
- 山脇啓造＋横浜市立いちちょう小学校（編）（2005）『多文化共生の学校づくり』明石書店。
- Chiswick, Barry R. 1977. "Son of Immigrants: Are They at an Earnings Disadvantage?" *The American Economic Review* 67(1): 376-380.
- Chiswick, Barry R. 1978. "The Effect of Americanization on the Earnings of Foreign-born Men." *The Journal of Political Economy* 86(5): 897-921.
- Feliciano, Cynthia. 2001. "The Benefits of Biculturalism: Exposure to Immigrant Culture and Dropping Out of School among Asian and Latino Youths." *Social Science Quarterly* 82(4): 865-879.
- Gans, Herbert, J. 1992. "Second-Generation Decline: Scenarios for the Economic and Ethnic Futures of the Post-1965 American Immigrants." *Ethnic and Racial Studies* 15(2): 173-192.
- Gordon, Milton M. 1964. *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion, and National Origins*. New York: Oxford University Press.

- Kasinitz, Philip, John H. Mollenkopf, Mary C. Waters, and Jennifer Holdaway. 2008. *Inheriting the City: The Children of Immigrants Come of Age*. New York: Russell Sage Foundation.
- Kojima, Hiroshi. 2006. "Foreign Workers and Health Insurance in Japan: The Case of Japanese Brazilians." *The Japanese Journal of Population* 4(1): 78-92.
- Martin, Philip, and Elizabeth Midgley. 1999. "Immigration to the United States." *Population Bulletin* 54(2):1-44.
- Perreira, Krista M., Kathleen Mullan Harris, and Dohoon Lee. 2006. "Making it in America: High School Completion by Immigrant and Native Youth." *Demography* 43(3): 511-536.
- Portes, Alejandro. 1996. "Introduction: Immigration and its Aftermath." In *The New Second Generation*, edited by Alejandro Portes. New York: Russell Sage Foundation.
- Portes, Alejandro, and Ruben Rumbaut. 1996. *Immigrant America*. Berkeley: University of California Press.
- Portes, Alejandro, and Ruben G. Rumbaut. 2001. *Legacies: The Story of the Immigrant Second Generation*. Berkeley: University of California Press.
- Portes, Alejandro, and Min Zhou. 1992. "Gaining the Upper Hand: Economic Mobility among Immigrant and Domestic Minorities." *Ethnic and Racial Studies* 15(4)* 491-522.
- Portes, Alejandro, and Min Zhou. 1993. "The New Second Generation: Segmented Assimilation and Its Variants among Post-1965 Immigrant Youth." *The Annals of the American Academy of Political and Social Sciences* 530: 74-96.
- Rumbaut, Ruben G., and Alejandro Portes. 2001. *Ethnicities: Children of Immigrants in America*. Berkeley: University of California Press.
- Zhou, Min. 1997. "Growing Up American: The Challenge Confronting Immigrant Children and Children of Immigrants." *Annual Review of Sociology* 23: 63-95.

図1 子どもの国籍の分布

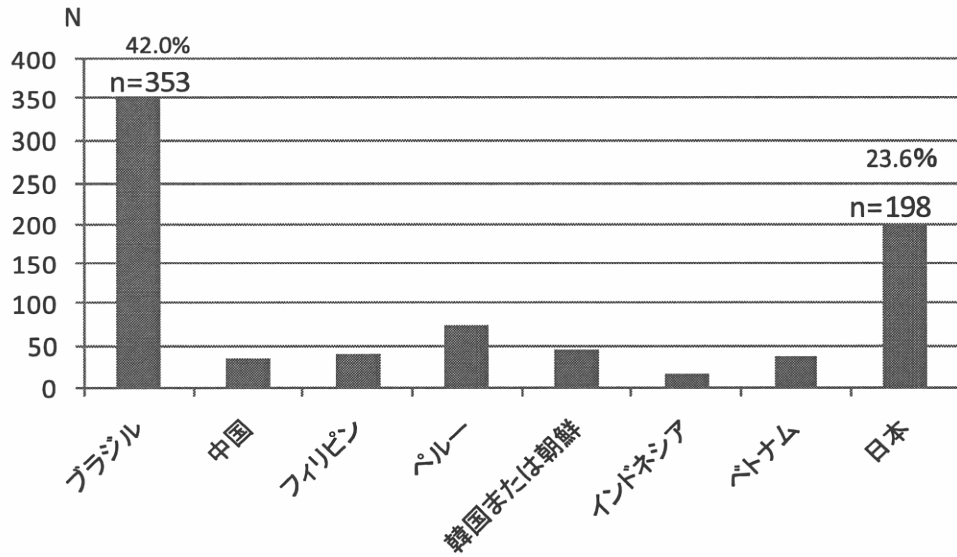


図2 子どもの国籍別、子どもの出生国

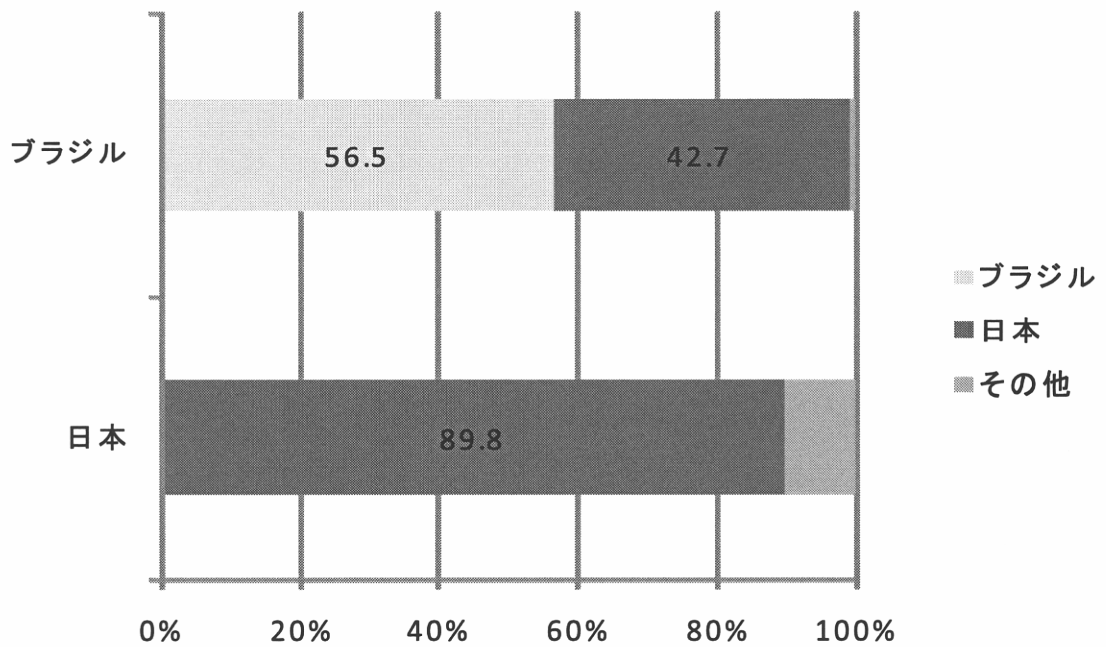


図3 日本国籍の子どもの親の国籍分布

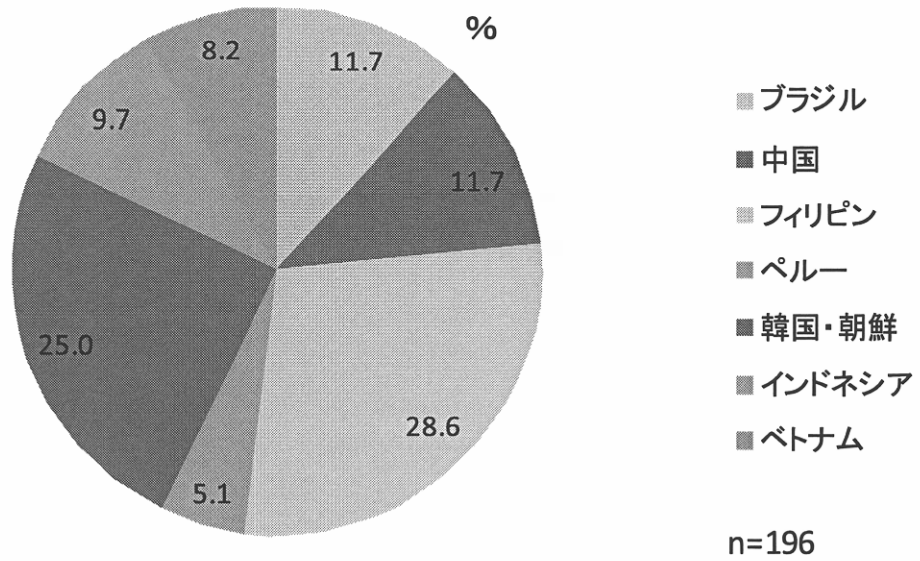


表1 子どもの出生国・国籍別、外国籍の親の社会・経済的特徴

%

外国籍の親の社会・経済的特徴	子どもの国籍			
	ブラジル		ブラジル (合計)	日本 (合計)
	ブラジル 生まれ	日本 生まれ		
性別		n.s.		***
男性	49.0	49.3	48.7	24.8
女性	51.0	50.7	51.3	75.3
在留資格		n.s.		***
永住者(特別永住者含む)	75.0	81.7	77.3	63.4
日本人の配偶者等	12.2	5.6	9.4	33.0
定住者	8.0	7.8	8.0	2.1
その他	4.8	4.9	5.3	1.6
日本での通算滞在年数		***		***
1ヶ月～5年未満	12.6	4.1	8.7	12.6
5年以上～10年未満	25.1	6.9	17.1	21.3
10年以上～15年未満	20.4	20.0	20.3	15.9
15年以上～20年未満	37.2	58.6	46.7	20.2
20年以上(日本生まれを含む)	4.7	10.3	7.3	30.1
配偶状況		n.s.		n.s.
配偶者あり(配偶者と同居)	90.1	87.2	88.3	90.7
配偶者あり(配偶者と別居)	3.7	4.7	4.3	2.6
独身	2.1	4.1	3.2	2.6
離別・死別	4.2	4.1	4.3	4.1
学歴		n.s.		***
小・中学校	25.5	20.0	23.2	14.7
高等学校	51.0	52.4	51.3	45.3
短期大学・専門学校	8.3	11.0	9.6	13.2
大学・大学院	14.6	16.6	15.7	25.3
その他	0.5	0.0	0.3	1.6
従業上の地位		n.s.		***
直接雇用(正社員)	15.6	23.8	19.0	17.4
間接雇用・パートアルバイト	51.0	45.6	48.7	32.1
無職	28.7	28.6	28.5	37.9
その他	4.7	2.0	3.8	12.6
日本語				
会話(「できる」割合)	70.1	83.6 ***	76.4	90.8 ***
ひらがな・カタカナ(「読める」割合)	70.0	83.5 ***	76.4	91.8 ***
漢字(「読める」割合)	18.8	30.3 **	23.9	56.5 ***
ひらがな・カタカナ(「書ける」割合)	58.7	77.0 ***	67.3	83.5 ***
漢字(「書ける」割合)	14.4	23.2 **	18.4	52.1 ***
健康保険				
国民健康保険(未加入割合)	57.1	48.0 *	53.5	56.6 n.s.
会社の健康保険(未加入割合)	73.0	62.2 **	68.6	56.1 ***
いずれの保険にも未加入	30.1	12.2 ***	23.0	8.6 ***
今後の日本滞在の予定		n.s.		***
日本に住み続ける	24.2	31.9	27.1	74.1
3年以内に母国に帰国	11.6	8.3	10.3	0.5
10年以内に母国に帰国	4.7	6.3	5.3	1.0
できるだけ長く日本に滞在後、母国に帰国	44.7	38.9	42.9	15.5
母国と日本以外の国に行く	0.5	0.0	0.3	1.0
わからない	14.2	14.6	14.1	7.8
子どもの教育に関する悩み				
特に無い	14.3	8.1 *	11.3	26.3 ***
日本語能力	31.6	38.5 n.s.	34.3	13.1 ***
母国語能力	28.6	40.5 **	33.4	14.7 ***
母国文化の習得	14.8	18.9 n.s.	16.4	10.6 *
教育費	40.8	62.2 ***	49.6	34.3 ***
親とのコミュニケーション	15.3	20.3 n.s.	17.3	14.1 n.s.
学校でのいじめ、差別	29.1	52.7 ***	39.1	23.2 ***
将来の進路	54.6	60.1 n.s.	56.4	35.9 ***
不就学	10.7	6.8 n.s.	9.1	0.5 ***
その他	6.6	3.4 n.s.	5.1	3.5 n.s.

表1 子どもの出生国・国籍別、外国籍の親の社会・経済的特徴（続き）

外国籍の親の社会・経済的特徴	子どもの国籍			
	ブラジル		ブラジル (合計)	日本 (合計)
	ブラジル 生まれ	日本 生まれ		
子どもの進路に関する希望				
日本で高等教育	29.2	51.8 ***†	39.8	91.5 ***
日本で職業訓練校	26.0	21.9	24.1	4.9
母国で高等教育	42.2	24.8	33.4	1.2
高等教育より早く働いてほしい	2.6	1.5	2.7	2.4
両方の親が小・中卒	10.1	4.9 *	8.2	4.2 ***
正社員の親がいる	27.6	39.5 **	32.6	62.6 ***
両方の親が無職	10.6	9.9 n.s.	10.1	2.6 ***
N	194	148	351	198

注: χ^2 検定結果 *** p <0.01, ** p <0.05, * p <0.1

注: †期待度数が5より小さいセルあり

注: ブラジル国籍の子ども(ブラジル生まれ、日本生まれ)、及び日本国籍の子どものサンプル数は、項目によって異なる。

ブラジル(合計)には、出生国が不詳の者も含む。

表2 子どもの出生国・国籍別、子どもの属する世帯の特徴

(%)

世帯の特徴	子どもの国籍			
	ブラジル		ブラジル (合計)	日本 (合計)
	ブラジル 生まれ	日本 生まれ		
住宅				
社宅・会社契約アパート	12.8	4.1	9.1	2.6
自分で契約した民間アパート	31.8	30.8	31.4	31.3
公営住宅	27.7	40.4	33.1	6.7
持ち家(マンション含む)	25.6	22.6	24.3	52.3
その他	2.1	2.1	2.1	7.2
世帯収入				
100万未満	9.3	9.4	9.3	10.9
100万～200万未満	16.1	15.2	16.1	10.9
200～300万未満	18.5	21.0	18.5	14.7
300～450万未満	34.6	39.1	34.6	25.0
450～550万未満	10.2	8.0	10.2	9.8
550～750万未満	6.8	5.1	6.8	13.0
750万以上	4.6	2.2	4.6	15.8
支払いの滞り(「滞りあり」の割合)				
家賃	20.0	21.6	21.1	12.3
子どもの学費・保育料	25.2	19.4	22.8	12.2
車のローン	23.9	16.7	20.9	6.5
国民健康保険・保険料	41.4	40.4	41.7	22.9
N	195	146	349	195

注: χ^2 検定結果 ***p<0.01, **p<0.05, *p<0.1

注: ブラジル国籍の子ども(ブラジル生まれ、日本生まれ)、及び日本国籍の子どものサンプル数は、項目によって異なる。
ブラジル(合計)には、出生国が不詳の者も含む。